

○大府市ひきこもり支援地域協議会条例

平成31年3月26日大府市条例第3号

改正

令和4年12月21日条例第37号

大府市ひきこもり支援地域協議会条例

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。次条において「法」という。)

第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を実施するとともに、壮年期の者(おおむね40歳以上65歳未満の年齢にある者をいう。次条において同じ。)のひきこもりに係る雇用、就労、社会との関係回復等に関する支援その他の取組を実施するため、大府市ひきこもり支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援(法第15条第1項に規定する支援及びこれに準ずる壮年期の者のひきこもりに係る支援をいう。以下同じ。)に係る施策の調査及び審議に関すること。
- (2) 支援に係る情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 支援に関する活動を行う者
- (2) 教育、福祉、保健、医療、雇用その他の支援に関連する分野の業務に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員その他の協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月21日条例第37号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。